

「第4期 横浜市市民後見人養成課程説明会」

横浜市では、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力の不十分な方を支援する地域の身近な存在として、市民が後見活動を担う「市民後見人」を養成しています。この度、第4期横浜市市民後見人養成課程開講にあたり、説明会を開催します。

日時・会場・定員

(裏面案内図参照)

参加無料！

【日時】

- ①平成 30 年 2 月 14 日 (水) 16:00～17:30 (開場 15:40)
- ②平成 30 年 2 月 26 日 (月) 10:30～12:00 (開場 10:00)
- ③平成 30 年 3 月 3 日 (土) 10:00～11:30 (開場 9:30)

※3回とも同じ内容です。いずれかにご参加ください。

※各回とも開始 15 分を経過して以降の入場はできません。

【会場】

- ①・③ 横浜市健康福祉総合センター 4階ホール
- ② 旭区民文化センター「サンハート」ホール

【定員】各回 300 名 ※先着順。申込み不要。

内 容

横浜市における市民後見人養成・活動支援について
市民後見人養成課程について (研修内容、受講要件等)

対 象

以下のすべてに該当する方

- 横浜市民の方
- 25 歳以上 70 歳未満 (平成 30 年 6 月 1 日現在) の方
- 第三者後見人等 (他の団体の法人後見履行者及び任意後見契約者を含む) として、他で受任していない方。また、今後も受任しない方。

**※「申込者本人が説明会に参加していること」が養成課程の
申込要件となります。**

申込方法

申込は不要【各回先着順】

※手話通訳等、配慮が必要な場合には、平成 30 年 1 月 24 日(水)までに、
横浜生活あんしんセンター(電話：201-2009 F A X：201-9116)
までご連絡ください。

市民後見人とは

家庭裁判所から選任され、法的に認められた権限をもって、成年後見人（保佐人・補助人）として、判断能力が不十分な高齢者や障害者に対して、同じ市民の立場できめの細かい見守り等の支援を行っています。

市民後見人養成課程の概要

- 募集人数は45名程度です。
- 養成課程は平成30年6月から平成31年3月までの期間です。講義中心の基礎編（1.5か月 全9日）と現場実習や後見業務の実際を学ぶ実務編（6.5か月 全22日）で構成されます。基礎編と実務編のそれぞれで受講料が必要です。
- 基礎編の受講・実務編の受講・養成課程の修了など、段階に応じて選考を行います。
- 後見業務は、平日の日中活動が中心となり、平日日中に活動できる方を養成する視点から、養成課程も平日日中の時間帯となります。

説明会会場

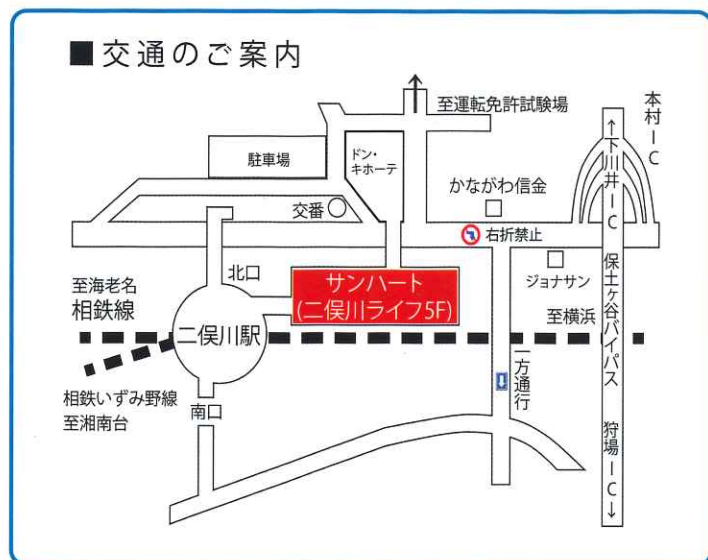
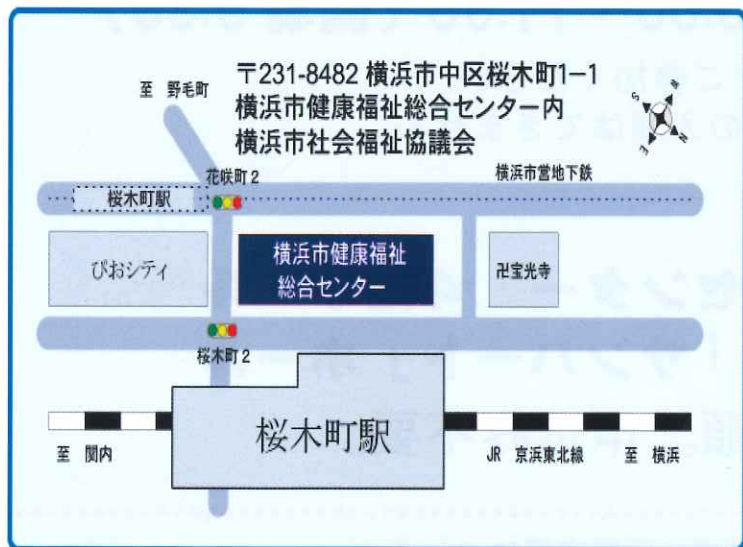
※両会場とも車での来場はご遠慮ください。

2/14(水)、3/3(土)

<横浜市健康福祉総合センター>

2/26(月)

<旭区民文化センター「サンハート」>



住所：横浜市中区桜木町 1-1

住所：横浜市旭区二俣川 1-3 二俣川ライフ 5F

JR 京浜東北・根岸線、横浜市営地下鉄（ブルーライン）桜木町駅下車

- ・野毛地下道をお進みの場合は、出口西をご利用ください。

相鉄線二俣川駅下車

- ・二俣川駅改札を出て右（北口）に出ます。連絡通路を右へ30メートルほど進み、花屋の前にあるエレベーターをご利用ください。二俣川ライフ5階になります。

問合せ先

横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター

〒231-8482 横浜市中区桜木町 1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

TEL 045(201)2009 FAX 045(201)9116

※本養成課程の実施については、平成30年度の横浜市予算の成立を前提とします。